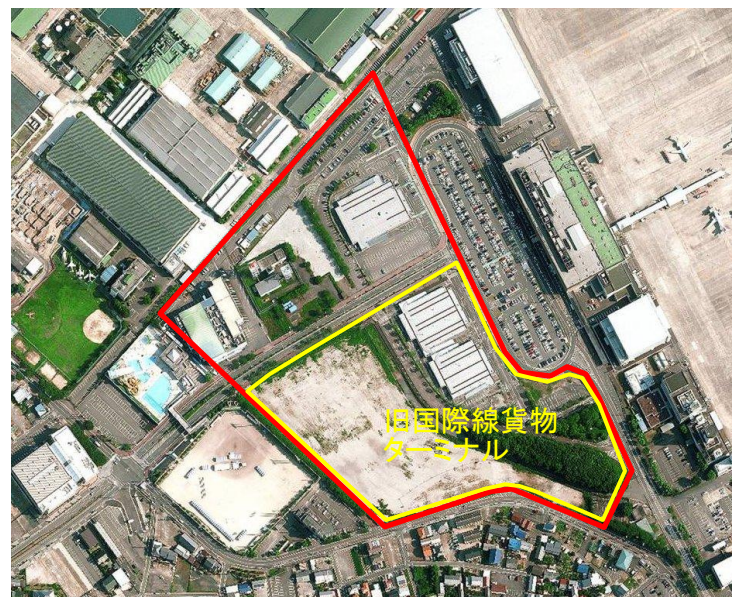


名古屋空港周辺小道地区の区域区分の見直し等について

～ 市街化区域編入、用途地域の決定、名古屋空港周辺小道地区計画を変更します ～

1. 市街化区域編入(愛知県決定)について

平成17年2月の名古屋空港の機能転換時に空港区域から除外され、長年遊休地となっていた旧国際線貨物ターミナル等の跡地の航空宇宙関連工場の整備が進んだことから、平成30年度末の愛知県の区域区分の見直しに合わせ、市街化調整区域内の既存市街地を市街化区域に編入を予定しています。



○市街化区域編入の経緯

- 平成17年2月 県営名古屋空港開港
- 平成23年12月 アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区に指定
- 平成25年2月 愛知県が民間航空機の生産・整備拠点誘致プロジェクトを発表
- 平成26年3月 名古屋空港周辺小道地区計画の決定
- 平成27年1月 MRJ工場整備に着工
- 平成28年3月 MRJ最終組立工場完成
- 平成29年3月 MRJ塗装工場建屋完成

3. 地区計画(町決定)の変更内容について

- (1) 名称 : 名古屋空港周辺小道地区計画
- (2) 面積 : 約9.0ha(うち地区整備計画区域 約9.0(変更前 約7.8)ha)
- (3) 地区計画の目標等
 - 1) 地区計画の目標: 航空宇宙産業を核として産業用地を集積配置し、良好な工業団地の形成を図る。
 - 2) 土地利用の方針: 航空宇宙関連産業の工業団地として適正かつ合理的な土地利用を図りながら、周辺住宅等への環境の保全に配慮する。
- (4) 地区整備計画(約9.0(変更前 約7.8)ha)
 - 1) 地区施設の配置及び規模: 緑道1号(幅員約4m、延長約250m)
 - 2) 建築物等に関する事項
 - ① 用途の制限 : 工場(航空機・同附属品製造業に限る)
 - ② 容積率の最高限度 : 150%
 - ③ 建ぺい率の最高限度 : 60%
 - ④ 敷地面積の最低限度 : 3,000㎡
 - ⑤ 高さの最高限度 : 航空法による制限表面高さ(4.5m)
 - ⑥ 形態・色彩・意匠 : 周辺環境と調和したものとすること



2. 用途地域(町決定)の決定について

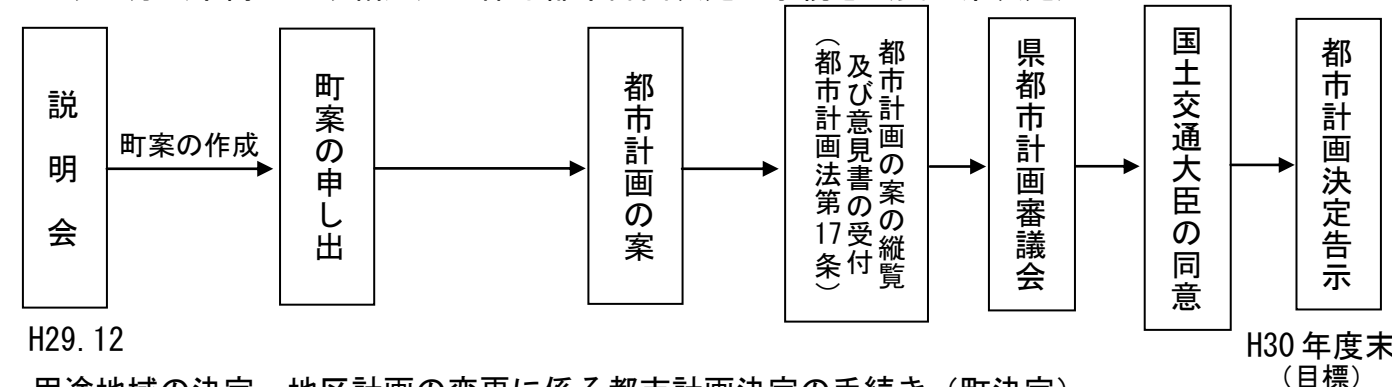
- 用途地域は、都市活動の機能性、都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的
- 住宅地、商業地、工業地等の主要な構成要素の配置及び密度について、公共施設とのバランスに配慮しながら定められた土地利用の計画をもとに、土地利用の現況及び動向を勘案して定める。
- 用途地域は12種類(住居系7、商業系2、工業系3)に分かれています。
- 小道地区は、隣接する大規模工場と同じ工業地域として決定する予定です。



《現在の状況》

4. 今後の予定について

区域区分(市街化区域編入)に係る都市計画決定の手続き(愛知県決定)



用途地域の決定、地区計画の変更に係る都市計画決定の手続き(町決定)

